

有効期間満了日 令和6年3月31日

熊警第624号

令和2年6月8日

熊本県警察臨時的任用職員の任用等の取扱いについて（通達）

熊本県警察臨時的任用職員の任用等の取扱いについては、「熊本県警察臨時的任用職員の任用等の取扱いについて（通達）」（令和2年4月22日付け熊警第490号）に基づき運用しているところであるが、臨時的任用職員の期末手当の在職期間及び勤勉手当の勤務期間を他に臨時的任用職員として任用されていた期間も通算することとし、別添「熊本県警察臨時的職員任用等取扱要領」を定め、施行することとしたので、事務処理上誤りのないようにされたい。

なお、前記通達は廃止する。

別添

熊本県警察臨時的任用職員任用等取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の3第1項に基づき、常時勤務を要する職に欠員を生じた場合において任用する臨時的任用職員（「熊本県警察職員の産前休暇、産後休暇、私傷病休暇、育児休業及び配偶者同行休業に伴う代替臨時的任用職員の取扱いについて（通達）」（令和2年4月1日付け熊警第395号）に基づき任用する者を除く。以下「臨時的任用職員」という。）の任用及び勤務条件等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(任用期間)

第2条 臨時的任用職員の任用期間は、6月を超えない期間とする。

2 臨時的任用職員の任用期間は、1回に限り6月を超えない期間で更新することができる。

(任用方法)

第3条 臨時的任用職員は、免許、資格を要する職に任用する場合を除き、別に定める試験の合格者の中から任用する。

2 免許、資格を要する職に任用する場合の任用方法については、別に定める。

(任用手続)

第4条 臨時的任用職員を任用する場合の任用手続は、警察本部警務課において行う。

2 臨時的任用職員を任用する場合は、人事異動通知書（別記様式）を交付するものとする。

(勤務時間及び勤務日数)

第5条 臨時的任用職員の勤務時間、週休日及び休日は、熊本県職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年熊本県条例第13号）に定める常勤職員の例による。

(休暇)

第6条 臨時的任用職員の休暇は、年次有給休暇及び特別休暇とする。

2 年次有給休暇は、一の年ごとにおける休暇とし、次の表の左欄に掲げる在任期間に応じて同表の右欄に掲げる日数を付与する。

在任期間	日数
1月に達するまでの期間	2日

1月を超え2月に達するまでの期間	3日
2月を超え3月に達するまでの期間	5日
3月を超え4月に達するまでの期間	7日
4月を超え5月に達するまでの期間	8日
5月を超え6月に達するまでの期間	10日
6月を超え7月に達するまでの期間	12日
7月を超え8月に達するまでの期間	13日
8月を超え9月に達するまでの期間	15日
9月を超え10月に達するまでの期間	17日
10月を超え11月に達するまでの期間	18日
11月を超え1年に達するまでの期間	20日

- 3 特別休暇は、熊本県職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成7年人事委員会規則第2号）第13条に定める場合における休暇とし、同条に定める期間を付与する。

（給与及び旅費）

第7条 臨時的任用職員の給与（退職手当を除く。）及び旅費は、熊本県職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則（昭和38年人事委員会規則第24号）中、臨時的任用職員に関する規定その他別に定めるものを除き、熊本県一般職の職員等の給与に関する条例（昭和26年熊本県条例第2号）の適用を受ける職員（臨時的任用職員を除く。）の例による。

- 2 経験年数を有する者の初任給として受けるべき号給は、その者の属する職務の級の1級上位の職務の級における最低の号給を超える額の号給とすることはできない。

- 3 臨時的任用職員については、昇格及び昇給は行わない。

- 4 臨時的任用職員は、熊本県職員等退職手当支給条例（昭和28年熊本県条例第56号）第2条第1項に規定する職員等とし、同条例の例により退職手当を支給する。

（社会保険）

第8条 臨時的任用職員の社会保険の適用については、地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）の定めるところによる。

（公務災害等補償等）

第9条 臨時的任用職員の公務上の災害又は通勤による災害に対する補償については、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）の定めるところによる。

（健康診断）

第10条 臨時的任用職員の健康診断については、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）の定めるところによる。

（その他）

第11条 この要領に定めるもののほか、臨時的任用職員の任用等に必要な事項は、別に定める。

※ 別記様式（略）